

【付議事項】 1 事件の回付について（豊岡支部 平成24年(初)第 号）

【諮問事項】 1 事務分配等規程の一部改正について（平成24年7月4日付け）

常任委員		所属	賛	否	備考
判事	富 田 善 範	所長			
同	辻 本 利 雄	3 民			
同	細 井 正 弘	1 刑			
同	揖 斐 潔	尼崎支			6/28 電話連絡
同	田 中 敦	姫路支			6/28 電話連絡
同	長 井 浩 一	1 民			
同	角 隆 博	4 民			
同	大 野 正 男	尼崎支			6/28 電話連絡
同	地 引 広	姫路支			6/28 電話連絡
判事補	川原田 貴 弘	5 民			

オブザーバー		所属	認印	備考
簡裁判事	横 田 勝 年	神戸簡		
判事補	小 西 俊 輔	2 民		

平成24年6月27日

常任委員 各位

神戸地方裁判所長 富 田 善 範

下記の事項について、持ち回りで付議等します。

記

1 項目及び事項

(1) 付議事項

事件の回付について（豊岡支部平成24年(初)第 号）

(2) 諮問事項

事務分配等規程の一部改正（7月4日施行）

2 資料

別添のとおり

常任委員会付議事項等

項 目	事 項	資 料
付議事項	1 事件の回付について (係属庁) 豊岡支部 (回付する事件) 平成24年(わ)第[]号 []事件 (被告人) [] (回付先) 神戸地裁	(1)
諮問事項	1 事務分配等規程の一部改正について (7月4日施行分)	(2)

協議結果

☒ 回付相当

☐ 別紙のとおり
協議整わす

判官 上席裁判官

1/2 (1)

平成24年6月21日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方裁判所豊岡支部長 渡 邊 健 司

事件の回付について（上申）

当庁に係属中の下記事件について、神戸地方裁判所で審理するのが相当と思料されますので、事務分配等規程第4条第1項により常任委員会の承認を求めます。

כח

1 事件の表示

事件番号 平成24年(わ)第[]号

被告人 [REDACTED] ([REDACTED])
([REDACTED])

被告事件名

起訴年月日 平成24年6月15日

2 事案の概要

別添起訴状等しのとおり

3 回付を求める理由

本件は法定合議の公判事件であるが、当支部には裁判官が一人しか配置されておらず、合議体を組むには、本庁から二人の裁判官の填補が必要となる。当支部は、民事事件や家事事件の審理のため刑事事件の開廷日が限られるところ、本庁の裁判官と日程調整を行い早期に期日を指定することは非常に困難な状況であり、そのことが被告人にとって不利益になることも予想される。また、本件では追起訴が予定されているとのことであり、公判回数を複数回重ねることになると、期日調整が一層困難となり、勾留中の被告人にとって不利益にもなりかねない。



さらに、勾留更新決定等の合議体での決裁が必要な場合、その都度、本庁への出張が必要となり、当庁職員への負担も相当掛かることになる。したがって、被告人の不利益や事件処理の合理性、迅速処理の観点からすると、本件については、本庁において審理をすることが相当であると思料する。

4 添付書類

起訴状写し

14-00000



平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年6月●●日

神戸地方裁判所

現 行	改 正 後
【(別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】	
1 尼崎支部	1 尼崎支部
第1民事部	第1民事部
裁判官 揖斐 深	裁判官 揖斐 深
裁判官 石田 裕一	裁判官 石田 裕一
裁判官 惣脇 美奈子	裁判官 惣脇 美奈子
裁判官 鳥飼 晃嗣	裁判官 鳥飼 晃嗣
裁判官 杉浦 一輝	裁判官 杉浦 一輝
裁判官 小川 貴寛	裁判官 倉知 泰久 (神戸地裁から填補)
裁判官 倉知 泰久 (神戸地裁から填補)	第2民事部
第2民事部	裁判官 富川 照雄
裁判官 富川 照雄	裁判官 大野 正男
裁判官 大野 正男	裁判官 金光 秀明
裁判官 金光 秀明	裁判官 佐藤 志保
裁判官 佐藤 志保	裁判官 古谷 真良
裁判官 古谷 真良	裁判官 布目 真利子
裁判官 布目 真利子	刑事部
刑事部	裁判官 浅見 健次郎
裁判官 浅見 健次郎	裁判官 森田 亮
裁判官 森田 亮	裁判官 鈴木 輝子
裁判官 鈴木 輝子	部に属しない裁判官
	裁判官 小川 貴寛
2 姫路支部	2 姫路支部
民事部	民事部
裁判官 田中 敦	裁判官 田中 敦
裁判官 永言 孝夫	裁判官 永言 孝夫
裁判官 浅井 隆彦	裁判官 浅井 隆彦
裁判官 原 司	裁判官 原 司
裁判官 林 由希子	裁判官 林 由希子
裁判官 石原 和孝	裁判官 石原 和孝
裁判官 坂本 智	裁判官 坂本 智
裁判官 勝又 来未子	裁判官 勝又 来未子
裁判官 清川 明子	裁判官 清川 明子
裁判官 柴田 大	裁判官 柴田 大
(裁判官 大門 宏一郎)	(裁判官 大門 宏一郎)
(裁判官 吉野内 庸子)	(裁判官 吉野内 庸子)
刑事部	刑事部
裁判官 杉田 友宏	裁判官 杉田 友宏
裁判官 森 浩史	裁判官 森 浩史
裁判官 地引 広	裁判官 地引 広
裁判官 竹内 るい	裁判官 竹内 るい
裁判官 大門 宏一郎	裁判官 大門 宏一郎
裁判官 吉野内 庸子	裁判官 吉野内 庸子
部に属しない裁判官	部に属しない裁判官
裁判官 甲元 依子	裁判官 甲元 依子
裁判官 舘野 俊彦	

(附 則) この規程は、平成24年7月4日から施行する。

【諮問事項】 事務分配等規程の一部改正について（平成24年7月18日付け）

常任委員		所属	賛	否	備考
判事	富田善範	所長			
同	辻本利雄	3民			
同	細井正弘	1刑			
同	揖斐 潔	尼崎支			7/11 電話連絡
同	田中 敦	姫路支			7/11 電話連絡
同	長井浩一	1民			
同	角 隆博	4民			
同	大野正男	尼崎支			7/11 電話連絡
同	地引 広	姫路支			7/11 電話連絡
判事補	川原田 貴弘	5民			

オブザーバー		所属	認印	備考
簡裁判事	横田勝年	神戸簡		
判事補	小西俊輔	2民		

平成24年7月11日

常任委員 各位

神戸地方裁判所長 富 田 善 範

下記の事項について、持ち回りで諮問します。

記

1 事項

事務分配等規程の一部改正（7月18日施行）

2 資料

別添のとおり

常 任 委 員 会 諮 問 事 項

項 目	事 項	資 料
諮問事項	1 事務分配等規程の一部改正について (7月18日施行分)	(1)

平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年7月●●日

神戸地方裁判所

現 行	改 正 後
【(別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】	【(別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】
1 尼崎支部	1 尼崎支部
第1民事部	第1民事部
裁 判 官 揖 斐 深	裁 判 官 揖 斐 深
裁 判 官 石 田 裕 一	裁 判 官 石 田 裕 一
裁 判 官 惣 脇 美奈子	裁 判 官 惣 脇 美奈子
裁 判 官 鳥 飼 晃 嗣	裁 判 官 鳥 飼 晃 嗣
裁 判 官 杉 浦 一 輝	裁 判 官 杉 浦 一 輝
裁 判 官 倉 知 泰 久 (神戸地裁から填補)	裁 判 官 倉 知 泰 久 (神戸地裁から填補)
第2民事部	第2民事部
裁 判 官 富 川 照 雄	裁 判 官 富 川 照 雄
裁 判 官 大 野 正 男	裁 判 官 大 野 正 男
裁 判 官 金 光 秀 明	裁 判 官 金 光 秀 明
裁 判 官 佐 藤 志 保	裁 判 官 佐 藤 志 保
裁 判 官 古 谷 真 良	裁 判 官 古 谷 真 良
裁 判 官 布 目 真利子	裁 判 官 布 目 真利子
刑事部	刑事部
裁 判 官 浅 見 健次郎	裁 判 官 浅 見 健次郎
裁 判 官 森 田 亮	裁 判 官 森 田 亮
裁 判 官 鈴 木 輝 子	裁 判 官 鈴 木 輝 子
部に属しない裁判官	部に属しない裁判官
裁 判 官 小 川 貴 寛	裁 判 官 小 川 貴 寛
	裁 判 官 古 谷 真 良
2 姫路支部	2 姫路支部
略	略

(附 則) この規程は、平成24年7月18日から施行する。

【諮問事項】 事務分配等規程の一部改正について（平成24年7月31日付け）

常任委員		所属	賛	否	備考
判事	富田善範	所長			
同	辻本利雄	3民			
同	細井正弘	1刑			
同	揖斐 潔	尼崎支			7/26 電話連絡
同	田中 敦	姫路支			7/26 電話連絡
同	長井浩一	1民			
同	角 隆博	4民			
同	大野正男	尼崎支			7/26 電話連絡
同	地引 広	姫路支			7/26 電話連絡
判事補	川原田 貴弘	5民			

オブザーバー		所属	認印	備考
簡裁判事	横田 勝年	神戸簡		
判事補	小西 俊輔	2民		

平成24年7月20日

常任委員 各位

神戸地方裁判所長 富 田 善 範

下記の事項について、持ち回りで諮問します。

記

1 事項

事務分配等規程の一部改正（7月31日施行）

2 資料

別添のとおり

常 任 委 員 会 諮 問 事 項

項 目	事 項	資 料
諮問事項	1 事務分配等規程の一部改正について (7月31日施行分)	(1)

平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年7月●●日
神戸地方裁判所

神戸地方裁判所

現 行

改 正 後

(別表第6)

管内簡易裁判所(神戸、尼崎及び姫路を除く。)の裁判務の分配、開廷日割、裁判官の配置及び代理順序

(別表第6)

管内簡易裁判所(神戸、尼崎及び姫路を除く。)の裁判務の分配、開廷日割、裁判官の配置及び代理順序

【1, 2略】

【1, 2略】

3 柏原簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件 全 部	月, 火	原 良和	鳥飼 晃嗣
刑事事件 全 部	月, 火		
司法行政事務		鳥飼 晃嗣	原 良和

3 柏原簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件 全 部	月, 火	朝田 和男	鳥飼 晃嗣
2 刑事事件 全 部	月, 火		
司法行政事務		鳥飼 晃嗣	朝田 和男

【4～7略】

【4～7略】

8 西宮簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件(民事調停事件、手形・小切手事件を除く。)3分の2	火, 金	武知 哲也	尼崎簡易裁判所の裁判官(職務代行) ただし、火、水については、勝川好夫裁判官を、金については原良和裁判官を第1順位とする
2 手形・小切手事件 全 部	火, 金		
3 民事調停事件 全 部	水, 木		
1 刑事事件(略式請求事件、令状請求事件を除く。)全 部	月		尼崎簡易裁判所の裁判官(職務代行)
2 略式命令に対する正式裁判事件 全 部	随 時		
1 各種令状請求事件 5分の1	金	原 良和 (柏原簡裁から填補)	武知哲也、尼崎簡易裁判所の裁判官(職務代行)の順序
2 略式請求事件 全 部	金		

8 西宮簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件(民事調停事件、手形・小切手事件を除く。)3分の2	火, 金	武知 哲也	尼崎簡易裁判所の裁判官(職務代行) ただし、火、水については、勝川好夫裁判官を、金については朝田和男裁判官を第1順位とする
2 手形・小切手事件 全 部	火, 金		
3 民事調停事件 全 部	水, 木		
1 刑事事件(略式請求事件、令状請求事件を除く。)全 部	月		尼崎簡易裁判所の裁判官(職務代行)
2 略式命令に対する正式裁判事件 全 部	随 時		
1 各種令状請求事件 5分の1	金	朝田 和男 (柏原簡裁から填補)	武知哲也、尼崎簡易裁判所の裁判官(職務代行)の順序
2 略式請求事件 全 部	金		

司法行政事務	武知 哲也	尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）
--------	-------	-------------------

【9略】

10 篠山簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件 全 部	水、木	原 良和 (柏原簡易裁判所の裁判官から填補)	尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）
2 刑事事件 全 部	水、木		
司法行政事務			

【以下略】

司法行政事務	武知 哲也	尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）
--------	-------	-------------------

【9略】

10 篠山簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件 全 部	水、木	朝田 和男 (柏原簡易裁判所の裁判官から填補)	尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）
2 刑事事件 全 部	水、木		
司法行政事務			

【以下略】

(附 則)

この規程は、平成24年7月31日から施行する。

- 【諮問事項】 1 事務分配等規程の一部改正について（平成24年8月4日付け）
2 事務分配等規程の一部改正について（平成24年8月15日付け）

常任委員		所属	賛	否	備考
判事	富田善範	所長			
同	辻本利雄	3民			
同	細井正弘	1刑			
同	揖斐潔	尼崎支			8/1 電話連絡
同	田中敦	姫路支			8/1 電話連絡
同	長井浩一	1民			
同	角隆博	4民			
同	大野正男	尼崎支			8/1 電話連絡
同	地引広	姫路支			8/1 電話連絡
判事補	川原田貴弘	5民			

オブザーバー		所属	認印	備考
簡裁判事	横田勝年	神戸簡		
判事補	小西俊輔	2民		

平成24年8月 / 日

常任委員 各位

神戸地方裁判所長 富 田 善 範

下記の事項について、持ち回りで諮問します。

記

1 事項

- (1) 事務分配等規程の一部改正（8月4日施行）
- (2) 事務分配等規程の一部改正（8月15日施行）

2 資料

別添のとおり

常 任 委 員 会 諮 問 事 項

項 目	事 項	資 料
諮問事項	1 事務分配等規程の一部改正について (8月4日施行分)	(1)
	2 事務分配等規程の一部改正について (8月15日施行分)	(2)

平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年8月●日
神戸地方裁判所

現 行	改 正 後
【(別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】	【(別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】
1 尼崎支部 略	1 尼崎支部 略
2 姫路支部	2 姫路支部
民事部	民事部
裁判官 田 中 敦	裁判官 田 中 敦
裁判官 永 吉 孝 夫	裁判官 永 吉 孝 夫
裁判官 浅 井 隆 彦	裁判官 浅 井 隆 彦
裁判官 原 司	裁判官 原 司
裁判官 林 由希子	裁判官 林 由希子
裁判官 石 原 和 孝	裁判官 石 原 和 孝
裁判官 坂 本 智	裁判官 坂 本 智
裁判官 勝 又 来未子	裁判官 勝 又 来未子
裁判官 清 川 明 子	裁判官 柴 田 大
裁判官 柴 田 大	(裁判官 大 門 宏一郎)
(裁判官 大 門 宏一郎)	(裁判官 吉野内 庸 子)
(裁判官 吉野内 庸 子)	
刑事部	刑事部
裁判官 杉 田 友 宏	裁判官 杉 田 友 宏
裁判官 森 浩 史	裁判官 森 浩 史
裁判官 地 引 広	裁判官 地 引 広
裁判官 竹 内 る い	裁判官 竹 内 る い
裁判官 大 門 宏一郎	裁判官 大 門 宏一郎
裁判官 吉野内 庸 子	裁判官 吉野内 庸 子
部に属しない裁判官	部に属しない裁判官
裁判官 甲 元 依 子	裁判官 甲 元 依 子
	裁判官 清 川 明 子

(附 則) この規程は、平成24年8月4日から施行する。

平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年8月●日
神戸地方裁判所

現 行	改 正 後
【(別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】	【(別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】
1 尼崎支部 略	1 尼崎支部 略
2 姫路支部	2 姫路支部
民事部	民事部
裁判官 田 中 敦	裁判官 田 中 敦
裁判官 永 吉 孝 夫	裁判官 永 吉 孝 夫
裁判官 浅 井 隆 彦	裁判官 浅 井 隆 彦
裁判官 原 由 希 子	裁判官 原 由 希 子
裁判官 林 和 孝	裁判官 林 和 孝
裁判官 石 本 智	裁判官 石 本 智
裁判官 坂 又 来 未 子	裁判官 坂 又 来 未 子
裁判官 柴 田 大	裁判官 柴 田 大
(裁判官 大 門 宏 一 郎)	(裁判官 大 門 宏 一 郎)
(裁判官 吉 野 内 庸 子)	(裁判官 吉 野 内 庸 子)
刑事部	刑事部
裁判官 杉 田 友 宏	裁判官 杉 田 友 宏
裁判官 森 浩 史	裁判官 森 浩 史
裁判官 地 引 広	裁判官 地 引 広
裁判官 竹 内 る い	裁判官 竹 内 る い
裁判官 大 門 宏 一 郎	裁判官 大 門 宏 一 郎
裁判官 吉 野 内 庸 子	裁判官 吉 野 内 庸 子
部に属しない裁判官	部に属しない裁判官
裁判官 甲 元 依 子	裁判官 甲 元 依 子
裁判官 清 川 明 子	裁判官 清 川 明 子

(附 則) この規程は、平成24年8月15日から施行する。

- 【付議事項】 1 事件の回付について 洲本支部 平成24年(ワ)第46号
 2 事件の回付について 伊丹支部 平成24年(ワ)第 号
 3 事件の回付について 伊丹支部 平成24年(ワ)第 号

- 【諮問事項】 1 事務分配等規程の一部改正 (9月2日施行)
 2 事務分配等規程の一部改正 (9月6日施行)

常任委員		所属	賛	否	備考
判事	富田 善範	所長			
同	辻 本 利 雄	3 民			
同	細 井 正 弘	1 刑			
同	揖 斐 潔	尼崎支			8/20 Tel
同	田 中 敦	姫路支			8/10 Tel
同	長 井 浩 一	1 民			
同	角 隆 博	4 民			
同	大 野 正 男	尼崎支			8/20 Tel
同	地 引 広	姫路支			8/20 Tel
判事補	川原田 貴弘	5 民			

オブザーバー		所属	認印	備考
簡裁判事	横 田 勝 年	神戸簡		
判事補	小 西 俊 輔	2 民		

平成24年8月16日

常任委員 各位

神戸地方裁判所長 富 田 善 範

下記の事項について、持ち回りで付議等します。

記

1 項目及び事項

(1) 付議事項

ア 事件の回付について（洲本支部平成24年(ワ)第46号）

イ 事件の回付について（伊丹支部平成24年(ワ)第[REDACTED]号）

ウ 事件の回付について（伊丹支部平成24年(ワ)第[REDACTED]号）

(2) 諮問事項

ア 事務分配等規程の一部改正（9月2日施行）

イ 事務分配等規程の一部改正（9月6日施行）

2 資料

別添のとおり

常任委員会付議事項等

項 目	事 項	資 料
付議事項	1 事件の回付について (係属庁) 洲本支部 (回付する事件) 平成24年(ワ)第46号 損害賠償請求事件 (原 告) 株式会社出雲建設 (被 告) 西松建設株式会社 (回付先) 神戸地裁	(1)
	2 事件の回付について (係属庁) 伊丹支部 (回付する事件) 平成24年(ワ)第[REDACTED]号 謝罪文掲載等請求事件 (原 告) [REDACTED] (被 告) [REDACTED] (回付先) 神戸地裁	(2)
	3 事件の回付について (係属庁) 伊丹支部 (回付する事件) 平成24年(ワ)第[REDACTED]号 損害賠償(内金)請求事件 (原 告) [REDACTED] (被 告) [REDACTED] (回付先) 神戸地裁	(3)
諮問事項	1 事務分配等規程の一部改正について (9月2日施行分)	(4)
	2 事務分配等規程の一部改正について (9月6日施行分)	(5)

資料(1)

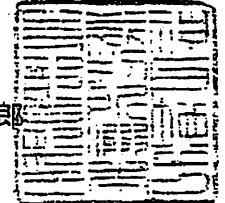
協議結果	☒ 回付相当	民事上照会判官 
	☐ 別紙のとおり協議整わず	

神戸地裁洲本支第5号

平成24年7月27日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方裁判所洲本支部長 安 西 二 郎



民事通常事件の回付について（上申）

下記の民事通常事件について、当支部から神戸地方裁判所本庁に回付の手続きを取りたいので、宜しくお取りはからい下さい。

記

1 事件番号 平成24年(ワ)第46号 損害賠償請求事件

原告 株式会社出雲建設

被告 西松建設株式会社

2 理由

(1) 原告の主張の骨子

原告は、さぬき市民病院の建物改築工事に関し、被告から鉄骨の制作・加工工事を下請けした訴外伊藤忠丸紅テクノスチール(株)からこれを代金約3億5543万円で孫請けするとともに、被告から鉄骨の組立工事を代金約7088万円で下請けした。ただし、上記訴外会社は信用補完のために介在させたにすぎず、実務は全て原被告が担っていた。上記各工事においては、受注段階では概要図面しか存在せず、詳細図面は工事進捗に応じて原告が作成したものを被告が承認することにより確定することになっていたが、被告は、遅滞なく詳細図面を確定する義務を怠る一方で、工事を早めるよう促した。そのため原告は見込みの状態で工事に着手せざるを得ず、修正作業等を余儀なくされて合計約



5846万円の損害を被ったので、債務不履行又は不法行為に基づきその支払を求める。

(2) 事案の困難性

被告側から洲本簡裁に調停が申し立てられたが、金額の隔たりが非常に大きく成立に至らなかった。本件は大規模な工事であり、甲号証によると、上記詳細図面は数百枚に及び、詳細図面の確定の遅れにより原告が余儀なくされた工事又は原告が免れた工事は合計数十箇所（工事明細書合計21頁）に及ぶとされていて、本件は、本格的な建築紛争となり、単独裁判官が担当するのでは責任論及び損害論の両面において審理・判断に困難が生ずるおそれ大きい。したがって、当初から合議体により審理していただくことが相当と考える。

(3) 参考事項

原告代理人の事務所は大阪市、調停時の被告側代理人の事務所は徳島市にそれぞれ所在。

本件建物は香川県さぬき市に所在。

資料(2)

協議結果	☒ 回付相当	民事上訴審判部
	☐ 別紙のとおり協議整わず	

平成24年8月7日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方裁判所伊丹支部長 小池 明 善

事件の回付について (上申)

当庁に係属中の下記事件は、本庁合議体で審理裁判することが相当と思料されますので、事務分配規程第4条により常任委員会において承認されたく上申いたします。

記

1 事件番号 平成24年(ワ)第[REDACTED]号

2 事件名 謝罪文掲載等請求事件

3 当事者 原告 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

4 回付を求める理由

本件の概要は別紙事案の概要のとおりである。

本件においては、大きな社会問題となった事件に関連するものであること及び被告が著名人であることなどから社会的な影響や関心が高い。また、原告代理人も合議体での審理を希望している。

なお、今後、被告側から、原告、原告代理人のほかマスコミ2社を相手とした別訴が提起されることが見込まれ審理が複雑化するおそれがあるほか、当事者も増加することから、当支部の法廷では、各代理人が出頭するだけ収容しきれないおそれがあり、加えて、すでにマスコミ数



社から問い合わせがあるほか、[REDACTED]で本件についてコメントし、それについて、多くの一般人が書き込みを行っていることから、期日には多数の傍聴人も予想され、法廷警備等に相応の人員を確保しなければならぬとおそれがある。

5 進行状況 受け付けたのみであり、期日指定・訴状送達等は未了である。

6 原告代理人

大阪府中央区難波2丁目3番11号 ナンバ八千代ビル4階

なんば国際法律事務所

弁護士 梁 英哲

大阪府北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル5階501

北尻総合法律事務所

弁護士 壇 俊光

弁護士 相川大輔

7 その他 本庁への回付、合議体での審理を原告代理人は希望している。

8 添付資料 訴状写し

以上

(別紙)

事 案 の 概 要

1 当事者

原告は、[REDACTED]として活動している[REDACTED]である。被告は、[REDACTED]、[REDACTED]等の名称で活動を行っている[REDACTED]である。

2 被告による名誉毀損行為

- ① 平成24年7月10日、被告は、その[REDACTED]上にいわゆる「[REDACTED]」の加害者の少年と称される写真及び同人を批判する記述をし、同時に原告の顔写真を掲載した（以下「[REDACTED]」という）。[REDACTED]を一般読者の普通の読み方をすれば、原告が[REDACTED]の加害者とされる少年の[REDACTED]であり、原告の子供が著しい人権侵害行為を行っており、原告が[REDACTED]で、加害者の[REDACTED]であるというだけでなく、被害者を傷つける言動も行っており、原告に対して、強い社会批判が向けられるべきであるという内容に理解するものである。

しかしながら、原告は、[REDACTED]に名前が出ている[REDACTED]でも、[REDACTED]の加害者少年の[REDACTED]ではなく、同事件と全く無関係であり、[REDACTED]は客観的な事実にも反する虚偽の内容を含むものである。

- ② 被告は[REDACTED]として多分野で活動し、実績を有し、一般人からは社会的な評価や信用が高い者と認識されている。[REDACTED]は、そのような被告が発表したため、真実であると誤信されたためにインターネット上で広く拡散したものである。現在被告は[REDACTED]の原告顔写真部分等を削除するなどの訂正をしているが、広くインターネット上に拡散したことにより、削除・訂正前に引用された[REDACTED]をまとめサイトや保存サイト等で確認することができる。

- ③ おおよそ自己の肖像を正当な理由なく公にされること自体、受忍限度をこえるものであり、不法行為である。

また、自己の肖像を、他人と誤って掲載されることは、掲載された者にとっては非常に不名誉である。

さらに、本件は、[REDACTED]が、社会的な関心が高く報道機関からも同事件及び関連情報が繰り返し報道されており、加害者少年ら及び[REDACTED]という社会的に強い批判が向けられている人物であるとされることは、社会評価の下落である。

したがって、[REDACTED]は原告の社会的な評価を低下させ、名誉毀損にあたることは明白である。

3 損害の発生

- ① 原告は、被告が公開した[REDACTED]により、意に反して肖像を公開され、[REDACTED]の加害者少年の[REDACTED]と誤信されたことにより、社会的評価が下落している。

また、被告の記事が虚偽であることを知らない者から、多くの批判を受け、多大な精神的苦痛を受けている。

また、原告は[REDACTED]を営んでいるが、[REDACTED]の影響で、営業活動が困難となっており、このことにより著しい精神的苦痛を受けている。

このような原告の精神的苦痛を金銭に評価すれば、原告の損害は少なく見積もっても1000万円を下らない。

- ② 原告は、被告の名誉毀損行為により、訴訟提起を余儀なくされ、弁護士費用を支出せざるを得なくなっている。その損害は前記慰謝料の1割相当である100万円を下らない。

4 謝罪文掲載の必要性

- ① [REDACTED]は、[REDACTED]である被告が解説した[REDACTED]に掲載されており、非常に多くのアクセスがある。また、現在一部削除・訂正されているものの、削除・訂正前の[REDACTED]がまとめサイト等のインターネット上に転載されており、現在も、原告が[REDACTED]の加害者の[REDACTED]であるとの誤解を広範囲に生じている状況である。

- ② 原告は一般私人であり、自己が[REDACTED]と無関係であることを明らかにしても、一般人はこのことを知る機会に乏しい。他方で、被告の[REDACTED]は非常に多くのアクセスがある。

したがって、原告の名誉を回復するためには、原告の写真が広範囲に拡散した発端である被告開設の■■■■に謝罪文を掲載することにより、同■■■■の読者に周知する必要がある。

- 5 よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として1100万円及びこれに対する平成24年7月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払い並びに謝罪文の掲載を求める。

以 上

資料(3)

協議結果

☒ 回付相当
☐ 別紙のとおり
協議整わず



平成24年8月7日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方裁判所伊丹支部長 小池明善

事件の回付について（上申）

当庁に係属中の下記事件は、本庁合議体で審理裁判することが相当と思料されますので、事務分配規程第4条により常任委員会において承認されたく上申いたします。

記

1 事件番号 平成24年(ワ)第[REDACTED]号

2 事件名 損害賠償（内金）請求事件

3 当事者 原告 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

4 回付を求める理由

本件の概要は別紙事案の概要のとおりである。

本件においては、別紙事案の概要3の注意義務違反の有無、上記違反と原告の症状の因果関係などについて複雑かつ困難な判断を要することが予想される。

5 進行状況 受け付けたのみであり、期日指定・訴状送達等は未了である。

6 原告代理人

大阪市北区西天満3丁目14番6号センチュリー西天満ビル9階

山口健一法律事務所



弁護士 山口健一

同 藤原智絵

大阪市北区西天満 3 丁目 3 番 11 号梅新パークビル 5 階

小田耕平法律事務所

弁護士 小田耕平

- 7 その他 本庁への回付，合議体での審理を原告代理人は希望している。
- 8 添付資料 訴状写し

以 上

(別紙)

事 案 の 概 要

1 当事者

原告は昭和 年 月 日生まれの である。被告は、「 」
(以下「被告 」という。)の開設者であり、 である。

2 被告 での診療経過

- ① 原告は、生来下顎が上顎に比べて小さく、上顎前歯が唇側に上向きに傾斜して出っ歯のように見えることや、歯の隙間が見えること及び歯が黄ばんで見えること等に強い不満を感じていたところ、上顎前歯の審美性を改善するための歯科治療を開始したいと考えるようになった。また、原告は平成20年頃から、痛みは感じないものの、大きく口を開けると左の顎関節に「カクン」と小さな音がするようになっていた。そこで、平成 年 月 日、タウン誌などに審美歯科治療や歯列矯正治療などを行っているという広告を掲載していた被告 を受診することにした。
- ② 原告は、平成 年 月 日、被告 を受診し、上顎前突や歯の隙間の審美的改善、歯の色目の審美的改善、顎関節の音などについて相談したところ、被告 は審美治療として「 」を勧めた。その際、被告 は、「 」と「 」を踏まえた審美治療」のそれぞれのメリットやデメリット等を具体的に説明しなかった。原告は、「 」をするだけで、審美性を改善することが可能であると理解し、「 」を受けることにした。
- ③ 平成 年 月 日から 年 月 日までの治療として、被告 は、 の ()を行った上、 ()を続けていき、 に「仮歯」の装着措置を受けたが、「仮歯」と の当たりがきつくなり、話をするだけでも の「仮歯」の裏側に がぶつかるようになっていたり、 の咬み合わせが大きく変化し、 が常に の後側(舌側)の に接触するようになった。そのため、被告 は、「仮歯」の長さを短くしたり、「仮

歯」の裏側などを削ったり、「仮歯」を何度も作り換えたが、改善されなかった。

- ④ 平成 年 年 日によりやぐセラミックの「 」が完成したが、その際見せられたのは事前に説明がなかった が一体になった「 」であった。その場で装着したが、 が「 」の裏側に強くあたるようになったので、被告は を切削した。装着後数日が経過すると、原告は首の後ろ側に違和感を覚えるようになったうえ、首の後ろの背骨や胸骨あたりに痛みを感じ始め、 の にも違和感を覚えるようになった。また、食事の際に口が開きづらくなったり、食べ物を噛むときに が「バキン」という音と共に痛みが出るようになり、マッサージを受けなければならなくなった。

- ⑤ その後も、セラミックの「 」の裏側と を切削するなどの診療を行ったが改善は見られず、「 」を作り直すこととなったが、その完成までの間の「仮歯」についても、頻繁に外れるなどした。原告は「仮歯」が脱離するたびに被告 を受診し、「仮歯」を切削したり、マウスピースの提供を受けたりしたが、全く改善されなかった。

3- 病院での治療経過

- ① 原告は、被告 での治療に改善が見られないうえ、 の「渗みのような痛み」が増強したほか、 の症状も改善しないことから、被告 での治療を断念し、平成 年 月 日に 病院で の診察と の を受けたところ、 と診断された。同病院では、被告 における審美治療計画自体に無理があることを指摘された。

- ② このような経過により、原告は 病院で修復治療に専念することとなったが、結果として、 を行っていれば実現できた審美性は不十分に終わり、 は完治せず日常生活に支障が出る程度に症状は残っている。今後は「再築造を行い、無理のない し、 を装着の上、二、三年をかけて を行い、その後 を行う」ことは可能であるが、初診時

から[]を行った場合に実現できた審美性の改善の度合いと比較すると著しく劣ることは避けられない。

4 債務不履行・不法行為の内容

- ① 被告[]には、審美治療にあたり、原告の咬合関係（上下顎歯の歯列や傾斜の状況）の客観的状态及び原告の希望を十分に把握し、これに基づいた適切な治療計画を立てるべき注意義務があった。しかし、被告[]は必要な各種検査を適切に実施しないまま、「[]」による審美治療計画を漫然と立案し、「[]」による審美治療を実施した過失ないし注意義務違反がある。
- ② 被告[]において、原告の咬合関係を改善するための総合的な[]を被告[]において適切に実施できないのであれば、原告に対し、適正な咬合関係を實現することができる医療機関に転院させるべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、そのような説明を行わず、被告[]での「[]」による本件審美治療を施行・継続した過失ないし注意義務違反がある。
- ③ 仮に、原告の咬合関係に照らして「部分的な審美的改善」を實現する審美治療として、「[]」による審美治療を選択する余地があるとしても、被告[]には、「[]」による審美治療と対比して、[]による審美治療のメリットないしデメリットを適切に説明して、原告が治療計画を適切に選択できるようにすべき説明義務がある。しかし、被告[]は、原告に「[]」による本件審美治療を奨めるにあたり、上記説明をしなかった過失ないし説明義務違反がある。
- ④ さらに被告[]は、本件審美治療の実施にあたっては、「[]」治療に伴って咬合関係が変化することにより、顎位が変化したり、不安定になった場合には、直ちに本件審美治療を中止し、顎位の安定を確保する対策や治療を先行すべき義務があるにもかかわらず、これを怠り、顎位の安定を確保しないまま本件審美治療を強行した過失ないし注意義務違反がある。

5 損害

原告の損害として

① 治療後後遺障害慰謝料	500万0000円
② 「 XXXXXXXX 」交換（見込）治療費相当額	200万0000円
③ 逸失利益	1418万2087円
④ 本件審美治療・修復治療の治療費等相当額	14万9803円
⑤ 本件審美治療・修復治療の通院交通費	7万0160円
⑥ 本件審美治療・修復治療の休業損害	49万5542円
⑦ 本件審美治療・修復治療の通院慰謝料	200万0000円
⑧ 弁護士費用	238万9759円
合計	2628万7351円

6 よって、原告は、被告に対し、診療契約についての債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償として2628万7351円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以 上

平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年8月●●日
神戸地方裁判所

現 行			改 正 後		
(別表第1) 本庁の裁判官の配置及び開廷日割			(別表第1) 本庁の裁判官の配置及び開廷日割		
部・係	開廷日割	配置裁判官	部・係	開廷日割	配置裁判官
第4民事部	火、木、金	色 隆 博 寺 西 和 史 大 森 直 哉 高 島 剛	第4民事部	火、木、金	植 屋 伸 一 寺 西 和 史 大 森 直 哉 高 島 剛
(以下略)			(以下略)		

(附 則)

この規程は、平成24年9月2日から施行する。

平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年8月●日
神戸地方裁判所

現 行	改 正 後																																																																																				
【1 第5編】 第2章 支 部 (姫路支部) 第80条 支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。 第1順位 裁判官 杉 田 友 宏 第2順位 裁判官 浅 井 隆 彦 (その他の事件の事務分配) 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。 (1) 民事部 第1順位 裁判官 浅 井 隆 彦 第2順位 裁判官 原 司 (2) 刑事部 第1順位 裁判官 森 浩 史 第2順位 裁判官 地 引 広	【1 第5編】 第2章 支 部 (姫路支部) 第80条 支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。 第1順位 裁判官 森 浩 史 第2順位 裁判官 浅 井 隆 彦 (その他の事件の事務分配) 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。 (1) 民事部 第1順位 裁判官 浅 井 隆 彦 第2順位 裁判官 原 司 (2) 刑事部 第1順位 裁判官 溝 國 禎 久 第2順位 裁判官 地 引 広																																																																																				
【2 (別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】 1 尼崎支部 略 2 姫路支部 民事部 <table><tr><td>裁 判 官</td><td>田 中 敦</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>永 吉 孝 夫</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>浅 井 隆 彦</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>原 司</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>林 由 希 子</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>石 原 和 孝</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>坂 本 智</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>勝 又 来 未 子</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>柴 田 大</td></tr><tr><td>(裁 判 官</td><td>大 門 宏 一 郎)</td></tr><tr><td>(裁 判 官</td><td>宮 崎 陽 介)</td></tr><tr><td>(裁 判 官</td><td>吉 野 内 庸 子)</td></tr></table> 刑事部 <table><tr><td>裁 判 官</td><td>杉 田 友 宏</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>森 浩 史</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>地 引 広</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>竹 内 る い</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>大 門 宏 一 郎</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>宮 崎 陽 介</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>吉 野 内 庸 子</td></tr></table> 部に属しない裁判官 <table><tr><td>裁 判 官</td><td>甲 元 依 子</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>清 川 明 子</td></tr></table>	裁 判 官	田 中 敦	裁 判 官	永 吉 孝 夫	裁 判 官	浅 井 隆 彦	裁 判 官	原 司	裁 判 官	林 由 希 子	裁 判 官	石 原 和 孝	裁 判 官	坂 本 智	裁 判 官	勝 又 来 未 子	裁 判 官	柴 田 大	(裁 判 官	大 門 宏 一 郎)	(裁 判 官	宮 崎 陽 介)	(裁 判 官	吉 野 内 庸 子)	裁 判 官	杉 田 友 宏	裁 判 官	森 浩 史	裁 判 官	地 引 広	裁 判 官	竹 内 る い	裁 判 官	大 門 宏 一 郎	裁 判 官	宮 崎 陽 介	裁 判 官	吉 野 内 庸 子	裁 判 官	甲 元 依 子	裁 判 官	清 川 明 子	【2 (別表第2) 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置】 1 尼崎支部 略 2 姫路支部 民事部 <table><tr><td>裁 判 官</td><td>田 中 敦</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>永 吉 孝 夫</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>浅 井 隆 彦</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>原 司</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>林 由 希 子</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>石 原 和 孝</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>坂 本 智</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>勝 又 来 未 子</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>柴 田 大</td></tr><tr><td>(裁 判 官</td><td>大 門 宏 一 郎)</td></tr><tr><td>(裁 判 官</td><td>宮 崎 陽 介)</td></tr><tr><td>(裁 判 官</td><td>吉 野 内 庸 子)</td></tr></table> 刑事部 <table><tr><td>裁 判 官</td><td>森 浩 史</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>溝 國 禎 久</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>地 引 広</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>竹 内 る い</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>大 門 宏 一 郎</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>宮 崎 陽 介</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>吉 野 内 庸 子</td></tr></table> 部に属しない裁判官 <table><tr><td>裁 判 官</td><td>甲 元 依 子</td></tr><tr><td>裁 判 官</td><td>清 川 明 子</td></tr></table>	裁 判 官	田 中 敦	裁 判 官	永 吉 孝 夫	裁 判 官	浅 井 隆 彦	裁 判 官	原 司	裁 判 官	林 由 希 子	裁 判 官	石 原 和 孝	裁 判 官	坂 本 智	裁 判 官	勝 又 来 未 子	裁 判 官	柴 田 大	(裁 判 官	大 門 宏 一 郎)	(裁 判 官	宮 崎 陽 介)	(裁 判 官	吉 野 内 庸 子)	裁 判 官	森 浩 史	裁 判 官	溝 國 禎 久	裁 判 官	地 引 広	裁 判 官	竹 内 る い	裁 判 官	大 門 宏 一 郎	裁 判 官	宮 崎 陽 介	裁 判 官	吉 野 内 庸 子	裁 判 官	甲 元 依 子	裁 判 官	清 川 明 子
裁 判 官	田 中 敦																																																																																				
裁 判 官	永 吉 孝 夫																																																																																				
裁 判 官	浅 井 隆 彦																																																																																				
裁 判 官	原 司																																																																																				
裁 判 官	林 由 希 子																																																																																				
裁 判 官	石 原 和 孝																																																																																				
裁 判 官	坂 本 智																																																																																				
裁 判 官	勝 又 来 未 子																																																																																				
裁 判 官	柴 田 大																																																																																				
(裁 判 官	大 門 宏 一 郎)																																																																																				
(裁 判 官	宮 崎 陽 介)																																																																																				
(裁 判 官	吉 野 内 庸 子)																																																																																				
裁 判 官	杉 田 友 宏																																																																																				
裁 判 官	森 浩 史																																																																																				
裁 判 官	地 引 広																																																																																				
裁 判 官	竹 内 る い																																																																																				
裁 判 官	大 門 宏 一 郎																																																																																				
裁 判 官	宮 崎 陽 介																																																																																				
裁 判 官	吉 野 内 庸 子																																																																																				
裁 判 官	甲 元 依 子																																																																																				
裁 判 官	清 川 明 子																																																																																				
裁 判 官	田 中 敦																																																																																				
裁 判 官	永 吉 孝 夫																																																																																				
裁 判 官	浅 井 隆 彦																																																																																				
裁 判 官	原 司																																																																																				
裁 判 官	林 由 希 子																																																																																				
裁 判 官	石 原 和 孝																																																																																				
裁 判 官	坂 本 智																																																																																				
裁 判 官	勝 又 来 未 子																																																																																				
裁 判 官	柴 田 大																																																																																				
(裁 判 官	大 門 宏 一 郎)																																																																																				
(裁 判 官	宮 崎 陽 介)																																																																																				
(裁 判 官	吉 野 内 庸 子)																																																																																				
裁 判 官	森 浩 史																																																																																				
裁 判 官	溝 國 禎 久																																																																																				
裁 判 官	地 引 広																																																																																				
裁 判 官	竹 内 る い																																																																																				
裁 判 官	大 門 宏 一 郎																																																																																				
裁 判 官	宮 崎 陽 介																																																																																				
裁 判 官	吉 野 内 庸 子																																																																																				
裁 判 官	甲 元 依 子																																																																																				
裁 判 官	清 川 明 子																																																																																				

(附 則) この規程は、平成24年9月6日から施行する。

常任委員会議事録

1 開催日時

平成24年9月14日（金）午後4時30分

2 開催場所

神戸地方裁判所特別会議室

3 出席者

(1) 委員

所 長	富 田 善 範	判 事	辻 本 利 雄
判 事	細 井 正 弘	判 事	揖 斐 潔
判 事	田 中 敦	判 事	長 井 浩 一
判 事	梅 村 明 剛	判 事	大 野 正 男
判 事	地 引 広	判事補	川原田 貴 弘

(2) オブザーバー

支部長	伊 丹 小 池 明 善	明 石 井 上 一 成
	柏 原 鳥 飼 晃 嗣	社 新 宮 智 之
	龍 野 芹 澤 俊 明	豊 岡 渡 邊 健 司
	洲 本 安 西 二 郎	
簡易裁判所判事	横 田 勝 年	
判事補	小 西 俊 輔	

4 議事の要旨

(1) 決議事項

ア 裁判官の職務の代行について

資料(1)のとおり代行する旨決議した。

イ 事件の回付について

資料(2)のとおり回付する旨決議した。

ウ 事件の回付について

資料(3)のとおり回付する旨決議した。

エ 事件の回付について

資料(4)のとおり回付する旨決議した。

(2) 諮問事項

ア 事務分配等規程の一部改正について（平成24年9月14日施行分）

資料(5)のとおり改正することについて異議はなかった。

イ 執行官事務分配等規程の一部改正について（平成24年9月29日施行分）

資料(6)のとおり改正することについて異議はなかった。

平成24年9月14日

議事録作成者 裁判所事務官 濱 田 竜 也

裁判官の職務の代行について(案)

平成24年9月14日

神戸地方裁判所常任委員会決議事項

裁判所法第36条第1項に基づき、裁判官倉知泰久につき尼崎支部に配置の間、次のとおり尼崎簡易裁判所の職務を行わせる。

- 1 神戸地方裁判所事務分配等規程第70条第3号及び第5号に定める事件の処理
- 2 神戸地方裁判所事務分配等規程第76条ただし書のうち尼崎簡易裁判所の裁判官の職務

協議結果	☒ 回付相当	民事上訴裁判官 
	☐ 別紙のとおり協議整わず	

資料(2)

平成24年8月28日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方 裁判所明石支部長 井 上 一 成

事件の回付について（上申）

当庁に係属中の下記事件について、神戸地方裁判所（本庁）において合議体で審理するのが相当と思料しますので、事務分配等規程第4条第2項により常任委員会の承認を求めます。

記

1 事件番号等

事件番号 平成24年（ワ）第[REDACTED]号

事件名 損害賠償請求事件

当事者 原告 [REDACTED]

被告 明石市

2 事案の概要

本件は、別添訴状写しのとおり、原告兩名（[REDACTED]）が、被告に対し、原告[REDACTED]（以下「原告[REDACTED]」という。）が被告の設置管理する明石市立[REDACTED]小学校（以下「本件小学校」という。）において、同級生から右腕をねじられて転倒させられ傷害を負った際、本件小学校の校長である[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）と原告[REDACTED]の担任である[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）が適切な事実関係の調査及び対応をしなかったこと、並びに原告兩名に対する不適切な発言を行ったこと等により、原告[REDACTED]はパニック障害を引き起こし、原告[REDACTED]の[REDACTED]である原告[REDACTED]は[REDACTED]に罹患することとなったなどと主張して、原告兩名の治療費等を国家賠償法1条1項に基づいて請求する事案である。



3 回付を求める理由

本件は、近時問題となっている「いじめ」に端を発し、それに加えて校長や担任教師ら学校側の対応のまずさから被害がさらに拡大し、児童のみならず、その[]までもが[]に罹患し、損害を被ったとされている事案であり、現時点では報道関係者に知られていないものの、それが知れば、報道され、世間の耳目を集めることは明らかな事案と思料する。原告代理人も、そのことを考慮して合議体による慎重な審理を求めている。

したがって、このような事案の内容や代理人の意向も考慮し、本件を合議体で審理するため、本庁に回付するのが相当であると思料する。

なお、本件については、従前、明石簡易裁判所において、原告らと[]及び[]との間で、本訴を内容とする民事調停事件が係属していた（平成24年(ノ)第76号）が、[]及び[]から、事実関係に対する認識が全く異なるとして、第1回調停期日において不成立となった経緯があるとのことであり、本件訴訟においても、被告側は全面的に争うことが予想される。

4 添付書類

訴状写し

上申書写し

協議結果	☒ 回付相当	民事上席裁判官 
	☐ 別紙のとおり 協議整わず	

資料(3)

平成24年8月29日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方裁判所豊岡支部長 渡邊 健 司

事件の回付について（上申）

当庁に係属中の下記事件について、神戸地方裁判所において審理するのが相当と思料しますので、事務分配等規程第4条第1項により常任委員会の承認を求めます。

記

1 事件番号等

事件番号 平成24年（ワ）第52号

事 件 名 損害賠償請求事件

当 事 者 原告 小西商工株式会社

被告 国

2 事案の概要

本件は、原告が、当庁平成23年（ケ）第57号担保不動産競売事件の利害関係人であるとして、同事件記録の閲覧を求めたところ、当庁書記官から閲覧を拒否されたため、精神的経済的に損害を受けたと主張して、国に対し、国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償請求をした事案である。

3 回付を求める理由

上記事案の概要のとおり、当庁の書記官3名のした対応を不法行為とするものであり、民事訴訟法第27条、同法第23条1項1号ないし同規則第13条、12条などの趣旨をふまえれば、神戸地方裁判所にて審理するのが相当と思慮する。

4 添付書類

訴状写し



協議結果	☒ 回付相当	民事上訴裁判官 
	☐ 別紙のとおり 協議整わず	

資料(4)

平成24年8月29日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方裁判所豊岡支部長 渡 邊 健 司

事件の回付について（上申）

当庁に係属中の下記事件について、神戸地方裁判所において審理するのが相当と思料しますので、事務分配等規程第4条第1項により常任委員会の承認を求めます。

記

1 事件番号等

事件番号 平成24年（ワ）第 号

事件名 不当利得返還請求事件

当事者 原告 小西商工株式会社

被告 株式会社

2 事案の概要

本件は、原告が、当庁平成23年（ケ）第57号担保不動産競売事件の申立債権者および債務者兼所有者を当事者とする神戸簡易裁判所平成24年（ノ）第4号調停事件において利害関係人として参加したところ、上記調停調書において原告が支払うこととされている上記担保不動産競売事件の競売手続による執行費用につき、評価人に支払われた評価料および執行官に支払われた執行官手数料の一部が不当であると主張して、評価人及び執行官に対し、不当利得に基づき支払を求めた事案である。

3 回付を求める理由

上記担保不動産競売事件につき当職がした評価料および執行官手数料の支給決定について争うものであるから、民事訴訟法第23条1項1号ないし同規則第1



2条の趣旨をふまえれば、神戸地方裁判所にて審理するのが相当と思慮する。

4 添付書類

訴状写し

平成24年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成24年9月14日
神戸地方裁判所

現 行	改 正 後																														
(別表第1) 本庁の裁判官の配置及び開廷日割	(別表第1) 本庁の裁判官の配置及び開廷日割																														
(民事部略)	(民事部略)																														
<table><tr><th>部・係</th><th>開廷日割</th><th>配置裁判官</th></tr><tr><td>第1刑事部</td><td>月、火、水、木、金</td><td>細井正弘 西森英司 小林礼子 内藤智子</td></tr><tr><td>2刑事部</td><td>月、火、水、木、金</td><td>奥田哲也 三宅康弘 三上潤 辻井由雅 塚本晴久</td></tr><tr><td>第3刑事部</td><td>(随時)</td><td>(富田善範) (西森英司) (小林奈桜)</td></tr><tr><td>第4刑事部</td><td>月、火、水、木、金</td><td>宮崎英一 丸田敦史 富田真志 片田真志 秋間ユリ</td></tr></table>	部・係	開廷日割	配置裁判官	第1刑事部	月、火、水、木、金	細井正弘 西森英司 小林礼子 内藤智子	2刑事部	月、火、水、木、金	奥田哲也 三宅康弘 三上潤 辻井由雅 塚本晴久	第3刑事部	(随時)	(富田善範) (西森英司) (小林奈桜)	第4刑事部	月、火、水、木、金	宮崎英一 丸田敦史 富田真志 片田真志 秋間ユリ	<table><tr><th>部・係</th><th>開廷日割</th><th>配置裁判官</th></tr><tr><td>第1刑事部</td><td>月、火、水、木、金</td><td>細井正弘 西森英司 小林礼子 内藤智子</td></tr><tr><td>第2刑事部</td><td>月、火、水、木、金</td><td>奥田哲也 三宅康弘 三上潤 辻井由雅 塚本晴久</td></tr><tr><td>第3刑事部</td><td>(随時)</td><td>(富田善範) (西森英司) (内藤智子)</td></tr><tr><td>第4刑事部</td><td>月、火、水、木、金</td><td>宮崎英一 丸田敦史 富田真志 片田真志 菅方ニ</td></tr></table>	部・係	開廷日割	配置裁判官	第1刑事部	月、火、水、木、金	細井正弘 西森英司 小林礼子 内藤智子	第2刑事部	月、火、水、木、金	奥田哲也 三宅康弘 三上潤 辻井由雅 塚本晴久	第3刑事部	(随時)	(富田善範) (西森英司) (内藤智子)	第4刑事部	月、火、水、木、金	宮崎英一 丸田敦史 富田真志 片田真志 菅方ニ
部・係	開廷日割	配置裁判官																													
第1刑事部	月、火、水、木、金	細井正弘 西森英司 小林礼子 内藤智子																													
2刑事部	月、火、水、木、金	奥田哲也 三宅康弘 三上潤 辻井由雅 塚本晴久																													
第3刑事部	(随時)	(富田善範) (西森英司) (小林奈桜)																													
第4刑事部	月、火、水、木、金	宮崎英一 丸田敦史 富田真志 片田真志 秋間ユリ																													
部・係	開廷日割	配置裁判官																													
第1刑事部	月、火、水、木、金	細井正弘 西森英司 小林礼子 内藤智子																													
第2刑事部	月、火、水、木、金	奥田哲也 三宅康弘 三上潤 辻井由雅 塚本晴久																													
第3刑事部	(随時)	(富田善範) (西森英司) (内藤智子)																													
第4刑事部	月、火、水、木、金	宮崎英一 丸田敦史 富田真志 片田真志 菅方ニ																													

則)
この規程は、平成24年9月14日から施行する。

神戸地方裁判所執行官事務分配等規程の一部改正

平成24年9月14日

神戸地方裁判所

現 行

神戸地方裁判所執行官事務分配等規程9条及び15条による事務分配及び執務日

平成24年4月1日

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
尼崎支部	総括執行官	総括執行官事務補助	平田 倡之
	補佐		
	内勤	内勤事務	総括執行官補佐を除く執行官全員によるローテーションとする。
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	平田 倡之 6分の1 山本 直三 6分の1 松本雄一郎 6分の1 和泉 亮 6分の1 吉田 誠之 6分の1 加藤 啓夫 6分の1 ただし、総括執行官補佐 については、動産関係の事 務を担当させないことが できる。
	不動産関係	現況調査事務 不動産 船舶 航空機等 不動産収益執行 内覧	

改 正 後

神戸地方裁判所執行官事務分配等規程9条及び15条による事務分配及び執務日

平成24年9月29日

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
尼崎支部	総括執行官	総括執行官事務補助	平田 倡之
	補佐		
	内勤	内勤事務	総括執行官補佐を除く執行官全員によるローテーションとする。
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	平田 倡之 5分の1 山本 直三 5分の1 和泉 亮 5分の1 吉田 誠之 5分の1 加藤 啓夫 5分の1 ただし、総括執行官補佐 については、動産関係の事 務を担当させないことが できる。
	不動産関係	現況調査事務 不動産 船舶 航空機等 不動産収益執行 内覧	

現 行

	文書送達	執行官送達事務	
庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
伊丹支部 (執務日 毎週月、 火及び水 曜日)	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	平田 信之
	内勤	内勤事務	尼崎支部執行官全員による ローテーションとする。 平田 信之 山本 直三 松本雄一郎 和泉 亮 吉田 誠之 加藤 啓夫
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行; 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	
	文書送達	執行官送達事務	

改 正 後

	文書送達	執行官送達事務		
庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合	
伊丹支部	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	平田 信之	
(執務日 毎週月、 火及び水 曜日)	内勤	内勤事務	尼崎支部執行官全員による ローテーションとする。	
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行、 民事執行法上の保全処 分、代替執行、その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行、評価立 会 職務命令に基づく執務		平田 信之 山本 直三 和泉 亮 吉田 誠之 加藤 啓夫
	文書送達	執行官送達事務		

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
柏原支部 (執務日 毎週金曜 日)	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	平田 信之
	内勤	内勤事務	尼崎支部執行官全員による ローテーションとする。
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行、 民事執行法上の保全処 分、代替執行、その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行、評価立 会 職務命令に基づく執務	平田 信之 山本 直三 松本雄一郎 和泉 亮 吉田 誠之 加藤 啓夫
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
柏原支部 (執務日 毎週金曜 日)	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	平田 信之
	内勤	内勤事務	尼崎支部執行官全員による ローテーションとする。
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行、 民事執行法上の保全処 分、代替執行、その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行、評価立 会 職務命令に基づく執務	平田 信之 山本 直三 和泉 亮 吉田 誠之 加藤 啓夫
	文書送達	執行官送達事務	

現 行

神戸地方裁判所執行官事務分配規程第8条による執行官の代理順序

庁 名	執 行 官	代 理 執 行 官			
尼崎支部 (伊丹支部 及び柏原支 部兼務)	平田 信之	山本 直三	松本雄一郎	和泉 亮	吉田 誠之
		加藤 啓夫			
	山本 直三	松本雄一郎	和泉 亮	吉田 誠之	加藤 啓夫
		平田 信之			
	松本雄一郎	和泉 亮	吉田 誠之	加藤 啓夫	平田 信之
		山本 直三			
	和泉 亮	吉田 誠之	加藤 啓夫	平田 信之	山本 直三
		松本雄一郎			
	吉田 誠之	加藤 啓夫	平田 信之	山本 直三	松本雄一郎
		和泉 亮			
	加藤 啓夫	平田 信之	山本 直三	松本雄一郎	和泉 亮
		吉田 誠之			

改 正 後

神戸地方裁判所執行官事務分配規程第8条による執行官の代理順序

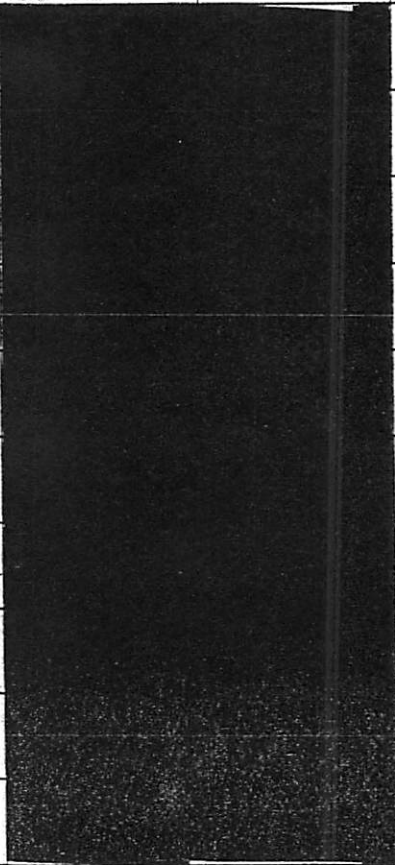
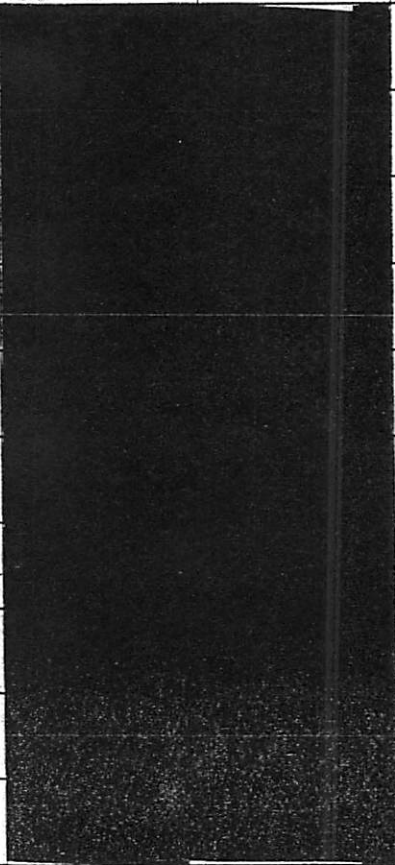
庁 名	執 行 官	代 理 執 行 官			
尼崎支部 (伊丹支部 及び柏原支 部兼務)	平田 信之	山本 直三	和泉 亮	吉田 誠之	加藤 啓夫
	山本 直三	和泉 亮	吉田 誠之	加藤 啓夫	平田 信之
	和泉 亮	吉田 誠之	加藤 啓夫	平田 信之	山本 直三
	吉田 誠之	加藤 啓夫	平田 信之	山本 直三	和泉 亮
	加藤 啓夫	平田 信之	山本 直三	和泉 亮	吉田 誠之

(附則)

この規程は、平成24年9月29日から施行する。

【決議事項】 1 事件の回付について（明石支部 平成24年(ワ)第 号）

【諮問事項】 1 事務分配等規程の一部改正について（平成24年10月12日付け）

常任委員		所属	賛	否	備考
判事	富田 善 範	所長			
同	辻 本 利 雄	3 民			
同	細 井 正 弘	1 刑			
同	揖 斐 潔	尼崎支			9/26 電話
同	田 中 敦	姫路支			9/26 電話
同	長 井 浩 一	1 民			
同	梅 村 明 剛	2 民			
同	大 野 正 男	尼崎支			9/26 電話
同	地 引 広	姫路支			9/24 電話
判事補	川原田 貴 弘	5 民			

オブザーバー		所属	認印	備考
簡裁判事	横 田 勝 年	神戸簡		
判事補	小 西 俊 輔	2 民		

平成24年9月24日

常任委員 各位

神戸地方裁判所長 富田 善範

下記の事項について、持ち回りで付議します。

記

1 項目及び事項

(1) 決議事項

事件の回付について（明石支部 平成24年(ワ)第 号）

(2) 諮問事項

事務分配等規程の一部改正（10月12日施行）

2 資料

別添のとおり

常 任 委 員 会 付 議 事 項

項 目	事 項	資 料
決議事項	1 事件の回付について (係属庁) 明石支部 (回付する事件) 平成24年(ワ)第 号 損 害賠償請求事件 (原 告) (被 告) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (回付先) 神戸地裁	(1)
諮問事項	1 事務分配等規程の一部改正について (10月12日施行分)	(2)

協議結果	☒ 回付相当	神戸地方裁判所 民事第1部
	☐ 別紙のとおり 協議整わず	

資料(1)

平成24年9月13日

神戸地方裁判所常任委員会 御中

神戸地方裁判所明石支部長 井 上 一 成

事件の回付について（上申）

当庁に係属中の下記事件について、神戸地方裁判所において合議体で審理するのが相当と思料しますので、事務分配等規程第4条第2項により常任委員会の承認を求めます。

記

1 事件番号等

事件番号 平成24年（ワ）第[REDACTED]号

事件名 損害賠償請求事件

当事者 原告 [REDACTED]

被告 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

2 事案の概要

本件は、別添訴状写しのとおり、被告が原告に行った[REDACTED]の検査方法が不相当であったとして、原告が被告に対し、不法行為に基づき金4000万円の損害賠償を求める事案（医療過誤訴訟）である。

3 回付を求める理由

本件訴訟の主たる争点は、

- (1) 被告が行った検査方法の医学的見地から見た相当性
- (2) 原告の障害と既往症との因果関係
- (3) 診療契約締結時の説明義務違反の有無
- (4) 上記による損害額（既往症との相当因果関係を含む。）



等となると思われるところ、これらについては、医学的な専門的知見に基づく判断を要するものであり、合議相当事案であると思料する。

また、本件が本人訴訟であり主張が明確でないこと、請求金額の根拠すら示されておらず、まず請求原因の補充等訴状の補正から行わなければならないことから、現時点での回付の是非については、当支部内でも検討したが、受付段階での原告からの事情聴取では弁護士が受任する可能性が低く、今後も本人訴訟のままである可能性が高いことから、訴状の補正及び主張整理等については、訴訟の方向性及び進行予定等をも考慮した上で、担当される裁判体によって行われるのが望ましいとの判断から、現時点での回付を上申するものである。

なお、[REDACTED]被告の住所地である[REDACTED]は、神戸地方裁判所本庁の管轄区域内でもあり、当事者に特段の負担を負わせるものでもない。

4 添付書類

訴状写し、甲第1号証乃至4号証各写し

裁判所用



狀 賠 損 訴

事件名

請求事件

□少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年、この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは 回目です。

御 中 簡 易 裁 判 所 日 明 裁 判 所 地 方 裁 判 所 神 戶

平成 24 年 9 月 10 日

原告 (申立人)	〒 住 所 (所在地)	[Redacted]			
	氏 名 (会社名・代表者名)	[Redacted]			
	TEL	[Redacted]	-	[Redacted]	FAX [Redacted]
送達場所等の届出	原告 (申立人) に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。				
	☐ 上記住所等 ☐ 勤務先	名 称	[Redacted]		
	☐ その他の場所 (原告等との関係)	〒 住 所	TEL	[Redacted]	[Redacted]
被告 (相手方) 1	〒 651-2134 住 所 (所在地)	神戸市西灘区 1070			
	氏 名 (会社名・代表者名)	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団			
	TEL 078-927-2727	FAX	-		
被告 (相手方) 2	〒 住 所 (所在地)				
	氏 名 (会社名・代表者名)				
	TEL	-	-	FAX	-

訴訟物の価額	40,000,000 円	取扱者
貼用印紙額	140,000 円	
予納郵便切手	6300 円	
貼用印紙 裏面貼付のとおり		

請求の趣旨	1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。 金 4,000万 円 { ☐ 上記金額に対する ☐ 上記金額の内金 円に対する } 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで の割合による金員 { ☐ 上記金額に対する ☐ 上記金額の内金 円に対する } { ☐ 平成 年 月 日 ☐ 訴状送達の日 の翌日 } から支払済みまで の割合による金員 2 訴訟費用は、被告 の負担とする。 との判決 (☐ 及び仮執行の宣言) を求めます。
紛争の要点 (請求の原因)	請求の原因 別紙のとおり ノ.2 被告の責任 被告は半身麻痺の注射の所 充分な注意を行わず 原告の大切な神経に注射針の先が当り、傷を××と いう過失を行っている。 その上、結果をいつまでも告げず、「もう少し治る」と言って、 カ・12000の合計が、被告の行為は過失による不法 行為に当るものである。 よって原告は被告に対し、損害賠償として 40,000,000円を 支払う事を求める。
添付書類	

別紙1

平成24年8月15日

、生年月日、 [依頼者]

時系列

平成 年 に で入院、 手術

。歩くことは可能。

の既往症で薬を飲んでいて、 に通っていた。()

平成 年 月 日に に入院、 の疑いで検査入院。「手術次の日から腰が痛い」、 発症後、検査結果、 。

半身麻酔、腰の上に注射、

月 日に退院

夕方に犬の散歩の時、右足に痛みを感じる。

月 日朝、犬の散歩の時、 (本を調べて分かった) が右足の太ももの裏、ふくらはぎの裏が激しく痛む。 の先生に激痛がする と訴えた。私が薬をくれと言ったが、結局薬をくれなかった。月 日 の先生に薬をもらう、ほかの病院でブロック注射をすればと言われた。

平成 年 月 日、診察があったので薬をもらう、右足のふくらはぎの激痛が続く、痛みは徐々に治まる。(約1ヶ月)、しばらくして左足がつまづきやすくなり、左親指を骨折した。

平成 年 月頃、右足の裏にこぶが出来歩くたびに痛い。小指と人差し指が、2こ、しびれがある。右足の裏と2ヶ所のコブが痛い。

平成 年 月頃、 の先生に「足の痛みはそのうち治る」と言われた。

しかし、いつまでも治らないから平成 年 月 にかかり をとる。症状は、ますます悪なり、左足がつまづきやすくなった、歩くたびに右足の裏と特にこぶが痛い、小指と人差し指にしびれがある。(平成 年 月頃から今も続く)

平成 年 月 日、 の先生に「そのうち治る」と言われたがいつまでも治らないので「 の症状によくにている」と私が言った。先生の返事はなかった。その後で、 の先生に の採血が高いと言われた。その場は を受け入れたが、何をされるかわからない。先生が「もう一度検査せなあかん」といわれて怖くなる。その後、病院と薬を貰うのをやめた。() の薬をやめた。

平成 年 月頃、 にかかる と同じ薬をもらう。

平成 年 月、 左腰痛みと右足の裏に痛みとしびれが続くので にかかる。 の紹介で で をとる。

同年2月 で 、 と診断。(同病院で初めてブロック注射を保存加療中である、投薬の治療を続けている。)神経に傷があると言われ一生治らないと言われた。

別添2

平成 年 月 日、 にかかると。 をとる。

平成 年 月 日、 にかかると。

「 」を1回行った。。腰の上に、
注射針を刺した

平成 年 月 日、 診察を受ける。 と診断。 への紹介状を貰った。

平成 年 月 日、 にかかると、医者手術したら歩かれんようになると言われてショックを受ける。診断結果 の と で前方より圧排あり、俗に言う が切断すると言う事。(と の あり)

平成 年 月 日、 救急車で運ばれる。 で入院。
と をみてもらう。。

(の に違和感あり。)

平成 年 月 日、 にかかると。 あり。

「付属書類及びCD類」

カルテ類、

CD類、

1

「 」

2

「 」

3

「 」

4

「 」

5

「 」

6

【依頼者の言訴状】

1、左足がつまづき易くなったと右足のしびれ「右足裏の強い痛み、こぶ」が の腰の上の注射針による物ではないか。

2、これから後の身体的苦痛と精神的苦痛を保障を要求します。

2、

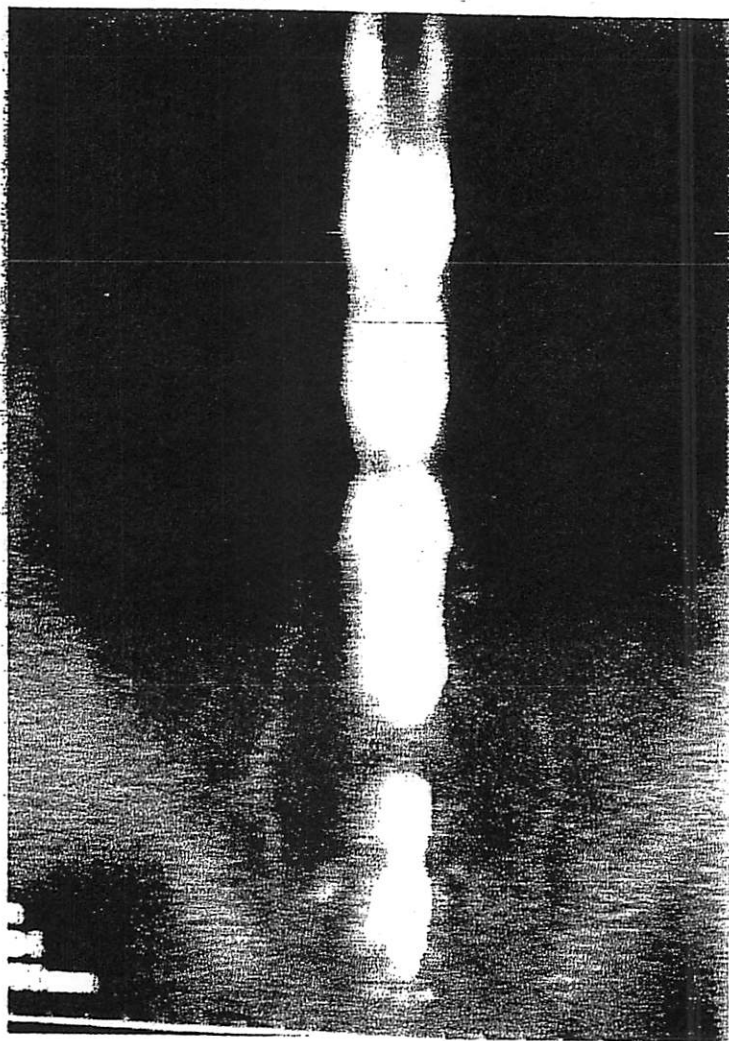
平成〇〇年の〇月頃以来、久しぶりに〇〇〇〇に行きました。〇〇の〇先生に改めて診察という形で行ったのです。〇〇の模型をみせられ、〇〇のオラ、注射をしたといわれました。注射針が〇〇かないので、私の所でやったと述うと言うのです。〇〇が分からないので黙っていましたが〇〇の上からの注射だと思ひます。先生が５センチ程の針を出して、私と家内に見せてくれました。同じ針を使用したと言う「この病氣は元々持っていたものだ」と言うのです。腰痛なら手術で治せるとおもうので「〇〇〇〇の紹介状を書いてほしい」
お願いしたいのですが断られました。

先生の診断を不満思ったので、[]の事務所に行きました。
[]から注射したのが原因で、[]と診断され馬尾型といわれています。
ブロック注射しななければ歩けない状態です。事務所で[]部長だと同じなと思ったので、もっと上の人を出してくれる様にお願ひしたのですが、後で電話をすると言うので帰りました。

後で別の病院で聞きました。

と教えてもらった。

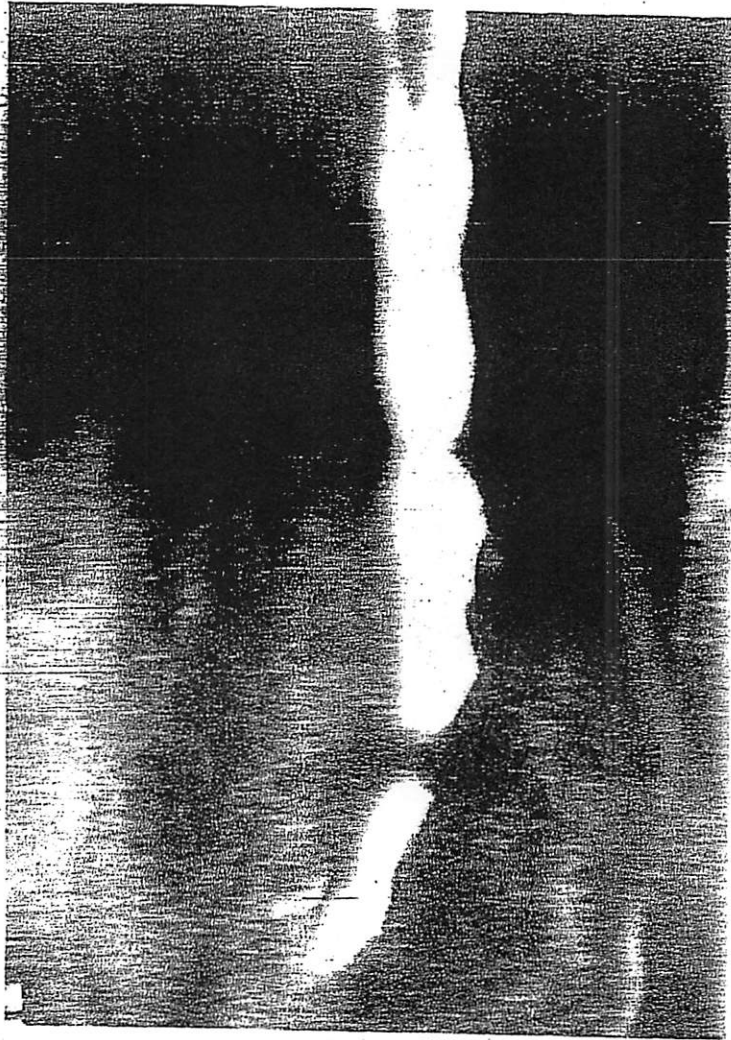
三三 / 三三



三三

A high-contrast, black and white photograph of a person's face, heavily shadowed and distorted by a vertical light streak. The image is grainy and appears to be a photocopy or a scan of a photograph. The face is mostly obscured by deep shadows, with a bright, vertical light streak running down the center, possibly from a camera flash or a light source. The overall effect is dramatic and somewhat abstract, focusing on light and shadow rather than clear facial features.

151



9/11 1994

書 斷 診

生所

氏 名

年

月

目生

病

劉雲龍 平城 年 月 日 在太原 山西 山西

右吳部の（甘）字の所（一）出（吉）院（院）

診斷記錄

47. 43

上記の通り診断します

平成 24 年 2 月 15 日

平成 2 4 年度神戸地方裁判所事務分配等規程の一部改正

平成 2 4 年 9 月 2 7 日
神 戸 地 方 裁 判 所

神戸地方裁判所

現 行

(別表第1)

本庁の裁判官の配置及び開廷日割

部・係	開廷日割	配置裁判官
第2民事部	火、水、木、金	梅 村 明 剛 植 田 智 彦 福 島 かなえ 近 藤 紗 世 小 西 俊 輔

(以下略)

改 正 後

(別表第1)

本庁の裁判官の配置及び開廷日割

部・係	開廷日割	配置裁判官
第2民事部	火、水、木、金	梅 村 明 剛 植 田 智 彦 福 島 かなえ 近 藤 紗 世 和田山 弘 剛 小 西 俊 輔

(以下略)

(附 別)

(附 則)
この規程は、平成 2 4 年 1 0 月 1 2 日から施行する。